

## 自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会 設置要綱

### (名称)

第1条 本協議会は、自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、従来の自転車の交通安全教育を抜本的に見直すとともに、交通安全教育に係る研究成果や科学技術の進展を踏まえた手法を取り入れ、自転車の交通安全教育の充実・深化を図ることにより、自転車の交通秩序を整序化し、もって安全・安心で快適な交通社会の実現に寄与することを目的とする。

### (任務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、自転車の交通安全教育についての情報共有の拠点としての機能を果たすとともに、次に掲げる事項を協議し、効果的な交通安全教育を推進する。

- (1) 効果的な自転車の交通安全教育の内容及び手法に関する事
- (2) 自転車の交通ルール等に関する効果的な広報啓発の手法等に関する事
- (3) その他協議会において必要と認める事項に関する事

### (構成員)

第4条 協議会の構成員は、別紙のとおりとする。

- 2 構成員及びオブザーバー（以下「構成員等」という。）の追加等は、事務局が決定する。
- 3 事務局は、必要に応じて、構成員等以外の者に対し、協議会への参加や意見表明その他の必要な協力を求めることができる。

### (会議等)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、事務局が招集する。

- 2 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 構成員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を会議に出席させることができる。

- 4 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決するものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、事務局は必要に応じて一部の構成員を招集し、会議を開催することができる。

(会議における議事の取扱い)

第6条 会議は非公開で行うこととし、会議資料及び議事概要は、会議開催後の適切な時期に警察庁が管理するウェブサイト上で公開する。ただし、事務局が必要であると認めるときは、会議資料又は議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 構成員等及び第4条第3項の規定により協力を求められた構成員等以外の者は、協議会を通じて知り得た情報（前条の規定により公開された会議資料及び議事概要に係るものを除く。）を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、警察庁交通局交通企画課に置き、協議会の庶務を行う。

(謝金及び旅費等)

第9条 構成員等及び第4条第3項の規定により協力を求められた構成員等以外の者の謝金及び旅費その他協議会の出席に必要な経費は、無支給とする。

(解散)

第10条 協議会は、会議の議決を得て解散することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、事務局が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年〇月〇日から施行する。

自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会  
構成員

- (一財) 全日本交通安全協会
- (一財) 自転車産業振興協会
- (一財) 日本交通安全教育普及協会
- (一社) 自転車協会
- (一財) 日本自転車普及協会
- 日本自転車軽自動車商協同組合連合会
- (一社) 市民自転車学校プロジェクト
- 自転車利用環境向上会議全国委員会
- 特定非営利活動法人自転車活用推進研究会
- (一社) 日本シェアサイクル協会
- (公財) 日本交通管理技術協会
- ブリヂストンサイクル株式会社
- ヤマハ発動機販売株式会社
- パナソニックサイクルテック株式会社
- 株式会社あさひ
- ライトウェイプロダクツジャパン株式会社
- 全国学校安全教育研究会
- 全国連合小学校長会
- 全日本中学校長会
- 全国高等学校長協会
- 株式会社G a k k e n
- (一財) トヨタ・モビリティ基金
- 京都市
- 金沢市
- 全国共済農業協同組合連合会 ( J A 共済連)
- (一社) 全日本指定自動車教習所協会連合会
- (一社) 日本自動車連盟 ( J A F)
- 内閣府政策統括官 ( 共生・共助担当) 付参事官 ( 交通安全対策担当)
- 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
- 国土交通省道路局参事官 ( 自転車活用推進)
- 科学警察研究所交通科学部
- 警視庁交通部交通総務課